

緊急小口資金・総合支援資金 (特例貸付)を借り入れた方へ ～償還免除のご案内～

この資金は、国の定めた要件（条件）にあてはまる場合、「償還免除（返す必要がなくなる）」になります。

あなたが「償還免除」になるかどうか、よく読んでお手続きしてください。

対象となる方は、届いた免除申請書の色をご確認いただき必要な手続きをお取りください。

- ※1 このご案内は、全ての借受人へ送付しています。借入した資金種類や時期によって申請書の色が異なります。
- ※2 該当になる方だけが申請可能です。（免除には申請が必要です。住民税が非課税であれば自動的に免除されるわけではありません）
- ※3 令和5年度の住民税が課税の方は、免除の対象ではないので手続きの必要はありません。

免除申請書の色が **ピンク**・**緑**・**白**の方【全額免除】

1 償還免除の手続きについて

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）は、令和6年（2024年）から償還（借りたお金を返すこと）が始まります。

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和5年（2023年）に償還免除の手続きができるのは、令和4年（2022年）4月1日以降に借入した「緊急小口資金」と「総合支援資金（初回貸付）」、「総合支援資金（延長貸付）」です。

資金種類	申請書の色
緊急小口資金	ピンク
総合支援資金（初回）	緑
総合支援資金（延長）	白

総合支援資金の再貸付については、令和6年度（2024年度）にお知らせします。

2 令和5年（2023年）に償還免除になる条件について

令和5年度（2023年度）に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の**両方**とも、「令和5年度」の「住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を支払う必要がない）」の場合、償還免除になります。

3 令和5年（2023年）に償還免除になる金額について

令和5年度（2023年度）の住民税課税証明書（非課税証明書）を取得後、免除の申請期間内に申請をすると、全額免除になります。

⇒ 4 ページ 【4 償還免除の申請方法】をご確認ください

免除申請書の色がオレンジ・紫の方【一部免除】

1 償還免除の手続きについて

償還免除の手続きができるのは、令和4年3月末日までに借り入れした「緊急小口資金」と「総合支援資金(初回貸付)」のうち、令和3年度または令和4年度の住民税が課税であった方で、令和5年度の償還免除の条件に該当する場合、**貸付金の一部**について償還免除の申請が可能です。

資金種類	申請書の色
緊急小口資金	オレンジ
総合支援資金(初回)	紫

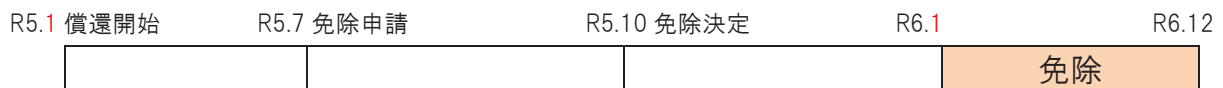
2 令和5年(2023年)に償還免除になる条件について

令和5年度(2023年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」の**両方**とも、「令和5年度」の「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」の場合、**貸付金の一部**が償還免除になります。

3 令和5年(2023年)に償還免除になる金額について

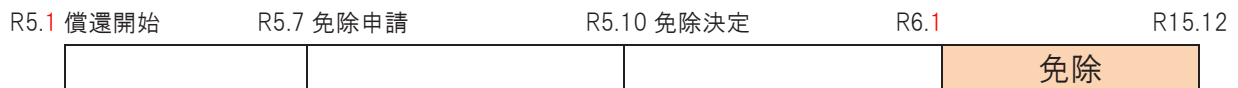
令和5年度(2023年度)の住民税課税証明書(非課税証明書)を取得後、免除の申請期間内に申請をすると、**免除を申請した月の以後、最初に到来する償還を開始した月と同じ月(下記の例だと1月)以降の貸付金が償還免除**になります。

<例1> 緊急小口資金 20万円を借り入れした場合(令和5年1月から2年で返済の場合)



免除対象外(償還月額 8,330 円×12 月=99,960 円)

<例2> 総合支援資金 60万円を借り入れした場合(令和5年1月から10年で返済の場合)



免除対象外(償還月額 5,000 円×12 月=60,000 円)

⇒ 4 ページ 【4 償還免除の申請方法】をご確認ください

4 償還免除の申請方法

- 申請期間 令和5年(2023年)6月～8月31日(木)
※申請期限を過ぎて申請された場合でも受け付けますが、できるだけ早くご申請ください。ただし、償還免除承認決定前に償還された金額は、償還免除が承認となった場合でも、お返しできません。
- 申請先 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
※1 この文書と一緒に入っている封筒に入れて、郵送してください。
※2 複数の申請をされる場合は一つの封筒にまとめて郵送してください。
- 必要書類 ①免除申請書(同封している書類、借りた資金ごとに必要です。)

	資金の種類	申請書の色	免除の金額
ア	緊急小口資金	ピンク	全額免除
イ	総合支援資金(初回)	緑	
ウ	総合支援資金(延長)	白	
エ	緊急小口資金	オレンジ	一部免除
オ	総合支援資金(初回)	紫	

- ※1 申請をされる場合に②と③は、**市町村(役所)から取得したものを1部ずつ**添付してください。
- ※2 複数の申請をされる場合、②と③はそれぞれに必要です。**1部ずつ市町村(役所)から取得したものを**添付してください。残りはコピーの添付でも構いません。

- ②世帯全員の住民票(世帯全員が載っていて、世帯主の氏名・続柄がわかり、免除申請時から3か月以内に発行したもの)
※1 1人の世帯でも「**世帯全員**」と記載された住民票を取得してください。
※2 世帯主の氏名・続柄が省略されている住民票では申請できません。

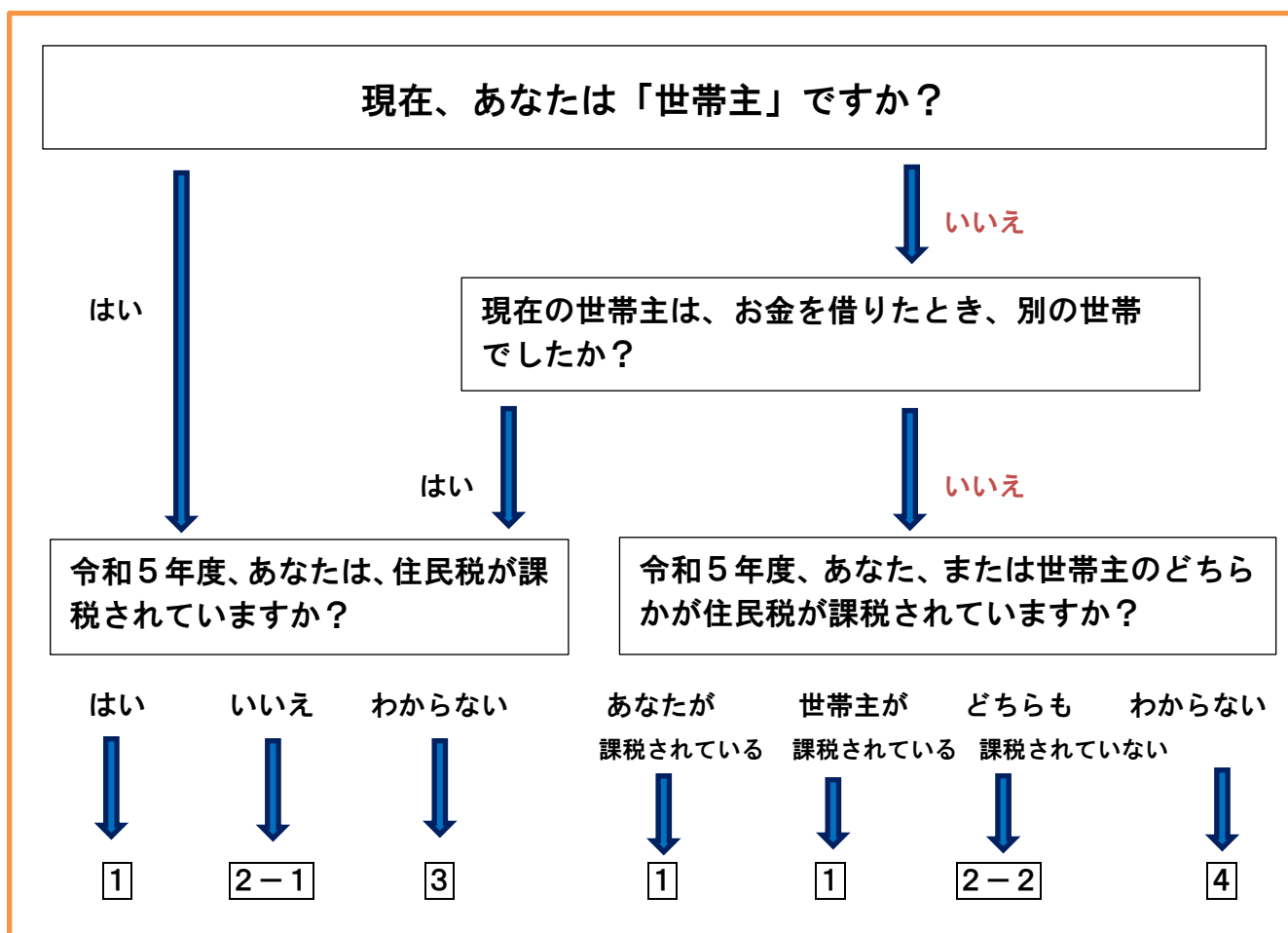
- ③令和5年度(2023年度)の住民税課税証明書(または非課税証明書)
※1 「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」の**両方**とも「令和5年度(2023年度)」のものがが必要です。
(借りた人と世帯主が同じ場合は借りた人の分のみ)
※2 「課税証明書」の「課税額」の欄が「ゼロ」であること。空欄は不可。

「課税証明書」(または非課税証明書)

令和5年度: 令和5年6月頃に発行可能となる証明書(令和4年1月～12月分の所得が記載)

5 償還免除になるかどうか？（償還免除条件の確認）

償還免除の条件に当てはまるかどうか、確認してください。



1 償還免除の対象ではありません

2-1 あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です

2-2 あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です

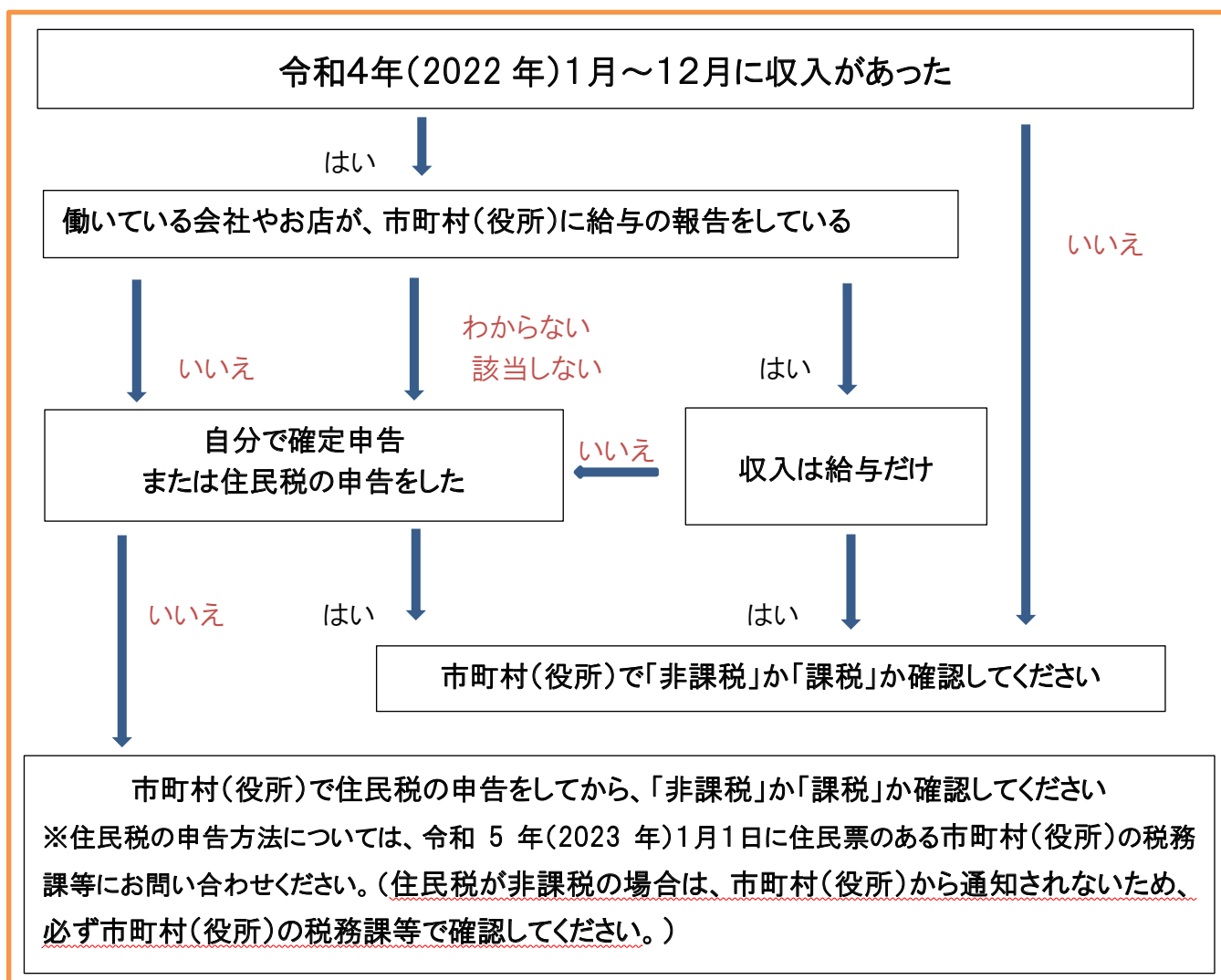
4 償還免除の申請方法を参考にお手続きください

3 令和5年(2023年)6月以降に、市町村(役所)の税務課等で、あなたが「住民税非課税」かどうか確認してください

4 令和5年(2023年)6月以降に、市町村(役所)の税務課等で、あなたと世帯主が「住民税非課税」かどうか確認してください

※住民税の課税証明書は、令和5年(2023年)1月1日に住民票があった市町村(役所)で交付を受けることができます。市町村(役所)の税務課等で確認してください。

6 住民税について確認するには



7 償還免除申請の手続きの結果は？

- 申請期限までに申請された場合、令和5年(2023年)11月頃までに、償還免除になったかどうか、文書で通知します。
 - ※1 文書が届くまでお待ちください。免除結果についてのお問い合わせはご遠慮ください。
 - ※2 申請書の提出が遅れた場合、結果の通知が遅くなりますのでご了承ください。
- 償還免除にならなかった方は、口座振替(自動引落し)または、払込票でお支払いいただきます。口座振替(自動引落し)を希望する場合は、専用の用紙をお送りしますのでご連絡ください。
- 口座振替(自動引落し)の手続きには2~3か月かかりますので、早めにお手続きをお願いします。

8 問合せ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域福祉課(生活支援室)
電話 024-523-1250(午前9時~午後5時まで)
※土、日、祝日、年末年始を除く

お手続き方法等を直接確認したい場合は、
貸付申請をされた市町村社会福祉協議会までお問合せください。

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
福島市	024-533-8881	白河市	0248-22-1159	昭和村	0241-57-2655
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	会津美里町	0242-54-2940
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	下郷町	0241-69-5111
本宮市	0243-24-7780	中島村	0248-52-3400	檜枝岐村	0241-75-2382
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	只見町	0241-84-7006
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-36-2015
大玉村	0243-68-2100	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	楢葉町	0240-25-4157
田村市	0247-68-3434	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	北塩原村	0241-28-3757	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	西会津町	0241-45-4259	大熊町	0240-23-5171
石川町	0247-26-3793	磐梯町	0242-73-3022	双葉町 (いわき市)	0246-84-6725
玉川村	0247-57-4410	猪苗代町	0242-62-5168	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	0244-42-1021
三春町	0247-62-8586	三島町	0241-52-3344	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	金山町	0241-55-3336		

(令和5年4月現在)